

令和7年10月1日

日本税理士会連合会 御中

農 林 水 産 省
新事業・食品産業部
食料システム連携推進室

食料システム法の計画認定制度における中小企業経営強化税制特例（B、D、E 類型）
の申請手続きについて（協力依頼）

日頃より、農林水産行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

食品産業による食品等の持続的な供給に向けた事業活動の促進と合理的な価格形成に向けた背景を一体的に推進するための「食料システム法（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）」に基づく計画認定制度が10月から開始します。

この計画認定制度は、食品事業者が行う、農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化や付加価値の向上、環境負荷の低減、消費者理解の増進など、持続可能な食料供給に資する取組を幅広く認定する制度です。

本計画認定制度の認定を受けた際の支援措置の一つに、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画のみなし認定があります。これは食品事業者が、本計画認定制度の申請時に、経営力向上計画の申請時に必要な書類と同等の書類をあわせて提出し、同一の基準で審査の上、認定を受けた場合、中小企業強化税制の特例措置が受けられるものです。

このみなし認定においても申請手続きのフローは経営力向上計画の申請の際と基本的に同じであり、B、D 及び E 類型の場合、申請者まずは公認会計士又は税理士に確認申請書の事前確認を受け、公認会計士又は税理士から事前確認書を交付してもらう必要があります。このため、今後、本計画認定を活用して、B、D 及び E 類型の税制特例を受けようとする食品等事業者も、税理士の皆さまに事前確認書の発行を申請することになります。

この際に使用する確認申請書や事前確認書は、従来の様式と同一のものを用います。このため、本計画認定制度の対応についても、従来の経営力向上計画と同様にご対応頂ければ問題ありませんので、ご協力よろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先まで、遠慮なくご連絡ください。

（参考）食料システム法計画認定制度 HP

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
食料システム連携推進室

TEL:03-3502-8051

Email:shokuryosystem_keikaku@maff.go.jp